

(必要単位数の軽減)

第二十七条 弁理士は、前条第一項各号に掲げる事由のいずれかにより弁理士としての業務を行わな

2 弁理士は、前項の規定による申請をする場合には、遅滞なく、様式第二により作成した継続研修

3 会長は、前項の申請書を受理したときは、これを審査し、第一項の規定による申請に理由がある

4 会長は、前項の承認を受けようとするときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による申請に

5 経済産業大臣は、第一項の規定による申請に理由があると認めるときは、第三項の承認をする

6 第一項の規定による申請をした弁理士は、当該申請に係る第三項の規定による継続研修の必要単

7 第一項の規定による申請をした弁理士は、前条第一項各号の事由が消滅したときは、速やかに、

第二十八条 日本弁理士会は、継続研修を行おうとする事業年度の開始前に、継続研修の実施計画を

2 経済産業大臣は、法第七十一条第一項の規定に基づき、日本弁理士会に対し、事業年度ごとの

第十二条の二中「第十一項第一項第四号」を「第二十二項第一項第四号」に改め、第三章中同条を

第十二条を第二十三条とし、第十一項を第二十二項とする。

第二章第二節中第十条の十を第二十一条とし、第十条の九を第二十条とし、第十条の八を第十九条

Table with 2 columns: 一研修期間の十分の一以上五分の一未満の期間, 七単位

Table with 2 columns: 一研修期間の五分の二以上二分の一未満の期間, 二十八単位

様式第1 (第26条第2項関係)

継続研修の免除申請書

日本弁理士会 会長 殿

平成 年 月 日

弁理士法施行規則第26条第2項の規定に基づき、日本弁理士会が行う継続研修の免除を申請します。

- 1 免除を受けようとする研修期間
2 免除を申請する理由 (号該当)
3 添付書類

1 「免除を申請する理由」の欄には、()内に第26条第1項各号のいずれかに該当する「号」

2 「添付書類」の欄には、第26条第1項各号のいずれかに該当する事由を証する資料の名称を記

様式第2 (第27条第2項関係)

継続研修の軽減申請書

日本弁理士会 会長 殿

平成 年 月 日

弁理士法施行規則第27条第2項の規定に基づき、日本弁理士会が行う継続研修について、必要単

- 1 軽減を受けようとする研修期間
2 軽減を申請する理由 (号該当)
3 当該研修期間における弁理士としての業務を行わない期間
4 添付書類

1 「軽減を申請する理由」の欄には、()内に第26条第1項各号のいずれかに該当する「号」

2 「添付書類」の欄には、第26条第1項各号のいずれかに該当する事由を証する資料の名称を記

載すること。